

# 寄居町不妊検査費・不育症検査費補助金交付事業のご案内

## (埼玉県 ウェルカムベイビープロジェクト)

令和5年4月

町ではお子さんを望む夫婦に対し、夫婦そろって受けた不妊検査及び不育症検査に係る費用の一部を助成します。指定医療機関等については県ホームページをご覧ください。



### ■申請手続き

#### 1. 対象者／次の条件を満たす方

- (1) 助成申請時に夫婦の双方又は一方が住民基本台帳に記録されていること
- (2) 検査開始時の妻の年齢が43歳未満であること
- (3) 町税を滞納していないこと

#### 2. 助成対象となる不妊検査及び不育症検査

- (1) 夫婦が共に医療機関で受けたもの  
※不育症検査は妻のみが受けた検査も該当
- (2) 検査開始日から1年以内のもの
- (3) 特定不妊治療による助成金や、他市町村での助成金、その他の助成金を受けていないもの

#### 3. 助成金額・回数

一組の夫婦につき不妊検査及び不育症検査ともにそれぞれ1回限り。

検査開始時の妻の年齢が35歳未満の場合は3万円

35～43歳未満の場合は2万円

#### 4. 申請期間

原則として不妊検査及び不育症検査期間終了日の末日の属する年度内

※検査期間終了日が1月1日から3月31日までのものについては、

翌年度の6月30日まで申請可。

裏面があります

## 5. 申請方法

次の(1)補助金交付申請書兼請求書に(2)～(6)のうち必要な書類を添えて健康づくり課保健指導班へ提出してください。

- (1) 寄居町不妊検査費・不育症検査費補助金交付申請書兼請求書
- (2) 寄居町不妊検査費補助金交付に係る実施証明書  
又は寄居町不育症検査費補助金交付に係る実施証明書
- (3) 夫婦であることを証明できる書類
- (4) 住所を確認できる書類
- (5) 医療機関が発行する領収書（原本）
- (6) 補助金の振込を希望する金融機関口座が確認できる書類
- (7) 印鑑（朱肉をつけるもの）

※ (3)(4)については夫婦が町内で同一世帯の場合は省略できます。

別世帯の場合は(3)として発行から3か月以内の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書が必要になります。夫婦のいずれかが町外在住の場合は(4)として発行から3か月以内の住民票が必要になります。

ただし、事実上婚姻関係にある男女は、事実婚関係に関する申立書（様式4号）が必要です。

### ■補助金交付の決定

審査の結果、補助金の交付を決定したときは、「寄居町不妊検査費・不育症検査費補助金交付決定通知書」を送付します。

支給要件を満たしていないなど補助金の支給ができない場合は、その理由を記載した「寄居町不妊検査費・不育症検査費補助金不交付決定通知書」を送付します。

ご不明な点等がございましたら、下記までお問合せください。

【問い合わせ】

寄居町役場 健康づくり課

〒369-1292 寄居町大字寄居 1180-1 ☎048-581-2121

※月曜日から金曜日(祝祭日を除く)の、午前8時30分から午後5時15分まで

